

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令について【概要】

改正の趣旨

- 令和 7 年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、関係政令の整備を行うもの。

改正の概要

＜公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令の一部改正＞

- 改正給特法第 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第 32 条の 4 第 3 項において、指導改善研修被認定者については、文部科学大臣が、政令で定める審議会等の意見を聞いて、文部科学省令で対象期間における労働日数の限度、労働時間の限度等を定めることができることとされている。これを踏まえ、政令で定める審議会等を中央教育審議会とすること。

＜文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正＞

- 改正給特法第 5 条第 2 項により読み替えて適用する読替後労働基準法第 32 条の 4 第 3 項に係る事務を、中央教育審議会がつかさどる事務に加えるとともに、当該事項を処理する分科会を初等中等教育分科会とすること。

＜公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部改正＞

- 義務標準法第 17 条等において、教職員の数を、教職員で短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとされており、義務標準法施行令第 9 条等においてその換算の方法が定められている。主務教諭の創設に伴い、その換算の対象に主務教諭を追加すること。

＜その他＞

- その他、主務教諭の創設に伴う文言の追加等、所要の改正を行うこと。

施行期日

- 施行日は、第 1 条及び第 7 条については令和 8 年 1 月 1 日、その他の規定については令和 8 年 4 月 1 日とする。

※令和 7 年 9 月 19 日（金）閣議決定

政令第三百三十三号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令の一部改正）

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項（見出しを含む。）中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第九条第一項

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）第三条第一項

三 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に必要な経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百十七号）第一条第五号、第十号及び第十九号

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第五条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「主務栄養教諭」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第四条の項及び第七条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

一 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第五号

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第七条の規定は、同年一月一日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第九十八号）（第一条関係）	1
○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）	2
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第三条関係）	3
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第三条関係）	5
○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百五十七号）（第三条関係）	6
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第四条関係）	9
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第五条関係）	10
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（第六条関係）	11
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第七条関係）	13
○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（第七条関係）	15

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第百九十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五<u>条</u>第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五<u>条</u>の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令

○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （幼稚園等の中堅教諭等に対する中堅教諭等資質向上 研修の特例） 4 法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の中堅教諭等についての第四条第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園部の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の中堅教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。	附 則 （幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例） 4 法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の教諭等についての第四条第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚園部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第
三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u> 一・二 （略）	（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u> 一・二 （略）

2

(略)

2

(略)

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u> 一・二 （略）	（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法） 第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）<u>、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</u></u> 一・二 （略）

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をしている者及び標準法第十八条第一号に	（定義） 第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定による休業をしている者及び標準法第十八条第一号に掲げる者（

掲げる者（以下「産前産後休業者等」という。）の実数の合計数から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二〇十八（略）

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき

以下「産前産後休業者等」という。）の実数の合計数から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十（略）

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二〇十八（略）

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十

標準法第十条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

条第一項の規定により算定した数と産前産後休業者等の実数との合計数から専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

改 正 案	現 行
第二十四条（略） 2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭 六（略）	第二十四条（略） 2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭 六（略）

改 正 案	現 行
（部局の長の範囲等） 第二十二條（略） 2 法第七十三條に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭 六（略）	（部局の長の範囲等） 第二十二條（略） 2 法第七十三條に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭 六（略）

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			（幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え） 第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
（略）	第四条	読み替える学校保健安全法の規定	
	児童生徒等		読み替える字句
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下「園児」という。）		

現行			（幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え） 第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
（略）	第四条	読み替える学校保健安全法の規定	
	児童生徒等		読み替える字句
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）		

第七条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停止の手続については、学校保健安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第十四条第一項に規定する園長（次条において「園長」という。）」と、「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「認定こども園法第十四条第七項に規定する園児の保護者（認定こども園法第二条第十一項に規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

第七条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停止の手続については、学校保健安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第十四条第一項に規定する園長（次条において「園長」という。）」と、「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「認定こども園法第十四条第六項に規定する園児の保護者（認定こども園法第二条第十一項に規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する</u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する</u>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<u>第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）</u>第十六条の二第三項、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）<u>並びに</u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。	（中央教育審議会） 第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第五条の規定により読み替えて適用する</u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する</u>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<u>第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）</u>第十六条の二第三項、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）<u>及び</u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2 六
(略) (略)

2 六
(略) (略)

○ 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				
（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				
名称	所掌事務	教育制度分科会	生涯学習分科会	初等中等教育分科会
	一・二 （略）	一・二 （略）	一・五 （略）	一・四 （略） 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号） 第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号） 第三十二条の四第三項、理科教育振興

現行				
（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				
名称	所掌事務	教育制度分科会	生涯学習分科会	初等中等教育分科会
	一・二 （略）	一・二 （略）	一・五 （略）	一・四 （略） 五 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号） 第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号） 第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年

2 6 (略)	大学分科会	
	一、三 (略)	六 (略) 法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 6 (略)	大学分科会	
	一、三 (略)	六 (略) 法律第百八十六号）第九條第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。